

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容 根拠法令及び条項		使用料の減免 新座市自転車等駐車場条例 第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 第15条 略 2 略 3 略 4 前2条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第13条中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、市長が」と、前条中「市長が」とあるのは「指定管理者は、市長が」と読み替えるものとする。
所管部課係名		まちづくり未来部交通政策課交通政策係
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	特に必要があると認めるときに該当する場合を例示すると、次のとおりである。 (1) 減免の申請のあった者が身体障がい者手帳・療育手帳・戦傷病者手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者であるとき。 (2) その他市長が特に認めるとき。
	参考事項	
準	設定等年月日	昭和60年12月24日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)